

制 度 名	隣保館運営費等事業費補助金	主管課名	福祉指導課 人権施策推進室		
		問合せ先	029-301-3135		
目的・趣旨	生活環境等の安定向上を図る必要がある地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的改善向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権問題の速やかな解決に資することを目的とする。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕 (1) 隣保館設置運営要綱に基づき市町村が行う基本事業 (2) 隣保館設置運営要綱及び厚生労働省社会・援護局長通知「隣保館の設置及び運営について」に基づき市町村が行う次の事業 ・ 隣保館における隣保館デイサービス事業 ・ 隣保館における地域交流促進事業 ・ 隣保館における相談機能強化事業 ・ 広域隣保活動事業					
〔補助要件等〕 (1) 社会福祉法に基づき、市町村が設置・運営している隣保館であること。 (2) 広域隣保活動事業については、公民館、集会所、各種センター等の公的施設を活用して行うものであること。					
〔対象経費〕 (1) 基本事業の実施に要する経費 (2) 対象事業の実施に要する経費					
〔補助限度額等〕 厚生労働省が定める補助基準額による					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
基本事業の実施に要する経費		1/2	1/4	1/4	
対象事業の実施に要する経費		1/2	1/4	1/4	
〔31年度当初予算額〕 47,679千円		〔31年度補助対象団体〕 古河市外 10 市町			
〔備考〕					